

📖 「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト
に関する書簡」の公布

2012年6月13日
第49号

トランザクションバンキング部
中国調査室

2012年6月12日、中国人民銀行はウェブサイト上で、中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、銀行業監督管理委員会の各弁公庁の連名による「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに関する書簡（銀弁函〔2012〕381号）」を公表しました。

輸出貨物貿易にかかわるクロスボーダー人民元決済取引については、先に公布された「輸出貨物貿易人民元決済企業管理に関する関連問題の通知（銀発〔2012〕23号）」において、従来のパイロット企業リストによる管理から、重点監督管理リストによる管理への変更が行われたことにより、輸出入経営資格を有する全ての企業に対してその門戸が開かれましたが、適用開始時期は、重点監督管理リストの公布後とされていたこともあり、重点監督管理リストの公布が待たれていました。
（「銀発〔2012〕23号」の内容は、実務・制度ニュース・レター第45号をご参照ください。）¹

今回公表された書簡により、個社名の開示こそないものの、重点監督管理リストの対象先として合計で9,502社が認定されたことが明らかとなりました。ウェブサイト上では本書簡の公布日の記載はありませんが、書面上の公布日は本年6月5日付けとなっていますので、現時点で、中国域内において輸出入経営資格を有する全ての企業は、輸出貨物貿易にかかわるクロスボーダー人民元決済取引を行うことが可能となっています。

なお、重点監督管理リストの対象企業は、輸出入経営資格を有する一般企業と同じように人民元クロスボーダー決済業務を行えますが、クロスボーダー人民元決済により獲得した人民元資金の中国域外での留保の禁止が明記されています。また、その他、輸出に係わる増値税の還付等の具体的な取扱いにつきましては、別途関連当局の見解を確認する必要がありますので、ご注意ください。

以上

¹ 以下のリンクでアクセスできます。 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/312030501.pdf>

以下は、中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p>中国人民银行办公厅 财政部办公厅 商务部办公厅 海关总署办公厅 国家税务总局办公厅 银监会办公厅</p> <p>关于出口货物贸易人民币结算企业 重点监管名单的函</p> <p>银办函〔2012〕381号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市人民政府办公厅：</p> <p>根据《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告〔2009〕第10号）和《中国人民银行财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会关于出口货物贸易人民币结算企业管理有关问题的通知》（银发〔2012〕23号，以下简称《通知》），在各省（自治区、直辖市）和计划单列市人民政府上报的重点监管企业名单的基础上，人民银行会同财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会（以下统称六部委）审核确定了出口货物贸易人民币结算重点监管企业共计9502家，现就有关事项函告如下：</p> <p>一、自本函印发之日起，中国境内具有进出口经营资格的企业均可按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》开展出口货物贸易人民币结算。</p> <p>二、六部委在各自职责范围内依法对重点监管企业开展出口货物贸易人民币结算业务加强管理。请各省（自治区、直辖市）和计划单列市人民政府采取适当方式告知重点监管企业已纳入出口货物贸易人民币结算重点监管。</p>	<p>中国人民銀行弁公庁、財政部弁公庁、 商務部弁公庁、税関総署弁公庁 国家税務総局弁公庁、銀監会弁公庁</p> <p>輸出貨物貿易人民元決済企業 重点監督管理リストに関する書簡</p> <p>銀弁函〔2012〕381号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市人民政府弁公庁：</p> <p>《クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法》（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告〔2009〕第10号）および《中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会 輸出貨物貿易人民元決済企業管理関連問題に関する通知》（銀発〔2012〕23号）、以下《通知》と略）に基づき、各省（自治区、直辖市）および計画単列市人民政府より報告された重点監督管理企業リストをベースに、人民銀行は、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀監会（以下、六部委と総称）の同意を経て、輸出貨物貿易人民元決済重点監督管理企業として計9,502社を審査の上確定したので、ここに関連事項について以下の通り通知する。</p> <p>一、本書簡の印刷発布日より、中国域内において輸出入経営資格を有する企業は、全て《クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法》に基づき、輸出貨物貿易人民元決済を実施することができる。</p> <p>二、六部委は、各自の職責の範囲内において、法に基づき重点監督管理企業の輸出貨物貿易人民元決済業務に対する管理を強化する。各省（自治区、直辖市）および計画単列市人民政府は、適切な方式により、重点監督管理企業が既に貨物貿易人民元決済の重点監督管理に組み込まれたことを告知のこと。</p>

<p>三、重点监管企业开展跨境贸易人民币结算业务所获得的人民币资金不得存放境外。重点监管企业违反规定将人民币资金存放境外的，人民银行将相关信息提供给相关部委，与相关部委在各自职责范围内依法进行处理，并采取进一步监管措施。</p>	<p>三. 重点監督管理企業がクロスボーダー貿易人民元決済業務の実施により取得した人民元資金は、域外に留保してはならない。重点監督管理企業が規定に違反して人民元資金を域外に留保した場合、人民銀行は関連情報を関連部委に提供、関連部委は各自の職責の範囲内で法に基づき処理を行うとともに、更なる監督管理措置を講じる。</p>
<p>四、银行业金融机构在办理各项跨境人民币业务时，应按照《通知》要求和有关审慎监管规定，依托人民币跨境收付信息管理系统加强审核，查询重点监管企业名单，切实防范风险。银行业金融机构违反规定的，人民银行根据《跨境贸易人民币结算试点管理办法》及《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》（银发〔2009〕212号文印发）采取相应监管措施。</p>	<p>四. 銀行業金融機関は、クロスボーダー人民元業務を実施する際に、《通知》の要求および関連の審査監督管理規定に基づき、人民元クロスボーダー収支情報管理システムの審査強化に依拠して、重点監督管理企業リストを調査し、適切にリスクを防止しなければならない。銀行業金融機関が規定に違反した場合、人民銀行は《クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法》および《クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則》（銀發〔2009〕212号文印發）に基づき相応の監督管理措置を講じる。</p>
<p>五、人民银行及其分支机构依托人民币跨境收付信息管理系统，对重点监管企业开展跨境人民币业务的情况进行非现场检查，每年对银行业金融机构为重点监管企业提供跨境人民币结算服务的情况进行现场检查。</p>	<p>五. 人民銀行およびその分支機関は、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに依拠し、重点監督管理企業が実施するクロスボーダー人民元業務の状況に対して、オフサイト検査を実施する。銀行業金融機関が、重点監督管理企業のために提供しているクロスボーダー人民元決済サービスの状況に対して、毎年オンサイト検査を実施する。</p>
<p>六、六部委根据各省（自治区、直辖市）和计划单列市人民政府报送的有关情况及六部委掌握的情况，及时对重点监管企业名单进行调整，人民银行据此更新人民币跨境收付信息管理系统中的重点监管企业名单。</p>	<p>六. 六部委は、各省（自治区、直辖市）および計画単列市人民政府が報告する関連状況、および六部委が掌握している状況に基づき、遅滞無く重点監督管理企業リストに対して調整を実施、人民銀行はこれに基づき人民元クロスボーダー収支情報管理システム内の重点管理監督企業リストを更新する。</p>
<p>七、请人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（省府）城市中心支行，各副省级城市中心支行将本函正文转发至辖区内银行业金融机构。</p>	<p>七. 人民銀行上海総部、各分行、営業管理部、各省会（省府）都市センター支行、各副省級都市センター支行は、本書簡本文を管轄区域内の銀行業金融機関に転送のこと。</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214
上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255